

農業信用基金協会向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>II 基金協会監督上の評価項目</p> <p>3 業務の適切性</p> <p>3-2 個人情報の保護に関する法律に関する取組</p> <p>基金協会は、個人情報を適正に取り扱うことの重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（<u>仮名加工情報・匿名加工情報編</u>）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 9 号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号）を遵守する必要がある。</p> <p>特に、監督部局は基金協会において</p> <p>イ 個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保</p> <p>ロ 事業者が行う措置の対外的明確化</p> <p>等、基金協会が個人情報を適切に管理する態勢が構築されていることに留意するものとする。</p>	<p>II 基金協会監督上の評価項目</p> <p>3 業務の適切性</p> <p>3-2 個人情報の保護に関する法律に関する取組</p> <p>基金協会は、個人情報を適正に取り扱うことの重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 8 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（<u>匿名加工情報編</u>）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 9 号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号）を遵守する必要がある。</p> <p>特に、監督部局は基金協会において</p> <p>イ 個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保</p> <p>ロ 事業者が行う措置の対外的明確化</p> <p>等、基金協会が個人情報を適切に管理する態勢が構築されていることに留意するものとする。</p>

農業信用基金協会向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>3-6 外部委託に関する内部管理態勢の構築</p> <p>(3) 個人利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。</p>	<p>3-6 外部委託に関する内部管理態勢の構築</p> <p>(3) 個人利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。</p>

附 則

この通知の改正は、令和4年4月1日から適用する。